

I P通信網サービス契約約款（OCN）別冊（オープンコンピュータ通信網サービス  
（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります）） 【現改比較表】 2024年6月5日現在

～2024年6月27日

2024年6月28日～

目次（略）

目次（略）

第1章 総則～第8章 雑則（略）

第1章 総則～第8章 雑則（略）

別記（略）

別記（略）

料金表 通則（略）

料金表 通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) ~ (18) (略)	(略)
(19) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6-2に限り、以下本項において同じとします。）には、定期利用期間があります。</p> <p>(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から24料金月ごととします。</p> <p>(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月以外に定期利用の解除、又は定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として9,975円（不課税）を支払っていただきます。</p> <p><u>ただし、第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除に伴う第2種契約の解除があった場合はこの限りではありません。</u></p>

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) ~ (18) (略)	(略)
(19) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6-2に限り、以下本項において同じとします。）には、定期利用期間があります。</p> <p>(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から24料金月ごととします。</p> <p>(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月以外に定期利用の解除、又は定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があった場合には、<u>次の場合を除き</u>、当社が定める期日までに違約金として9,975円（不課税）を支払っていただきます。</p> <p><u>a 第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除に伴う第2種契約の解除があったとき</u></p> <p><u>b 違約金を請求しないと当社が判断したとき</u></p>

			<a href="#">(ウ) 前項の規定にかかわらず、令和6年8月1日以降に変更又は解除を申し出た場合には、違約金を請求しません。</a>
(20) ~ (29) (略)	(略)	(20) ~ (29) (略)	(略)
1 - 2 料金額 (略)		1 - 2 料金額 (略)	
第2 手続きに関する料金 (略)		第2 手続きに関する料金 (略)	
第2表 ~ 第4表 (略)		第2表 ~ 第4表 (略)	